

特 記 仕 様 書

1) 【総則】

(適用範囲)

本仕様書は、受消総 8-3 西消防署建替事業測量業務委託(以下、本委託)に適用する。

(委託内容)

本委託は、西消防署の建替事業に伴い必要な基準点測量、路線測量(縦断・横断)、現地測量を行い、図面・報告書等を作成するものである。

なお、本委託の作業は、別途発注の「西消防署建替事業地質調査業務委託」の受注者と十分調整しながら行うこと。

(履行期間)

本委託の履行期間は令和 9 年 3 月 5 日までとする。

(測量の基準)

本仕様書に定めなき事項は、契約書、設計図書、宇治市測量業務共通仕様書(以下、共通仕様書)、宇治市公共基準点管理保全要項によるほか、国土交通省近畿整備局「土木設計業務等委託必携」、京都府「土木設計業務等委託必携」、社団法人日本測量協会「国土交通省公共測量作業規程」及び「公共測量作業規程の準則」に準ずるものとする。

また、作業の実施に当たっては、関係法令を遵守して調査職員の指示を正確に施行しなければならない。

なお、本委託の測量業務は、世界測地系によるものを基本とするが、既境界点との整合を図るものとする。

(提出書類)

委託金額が 1 0 0 万円以上となる場合、受託者は測量調査設計業務実績情報サービス(T E C R I S)の入力システムにより、(財)日本建設情報センター(J A C I C)にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録及び必要に応じて変更時登録があり、調査職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「T E C R I S 受領書」の写しを調査職員に提出するものとする。

(打合せ等)

協議・打合せについては、業務着手時、中間打合せ 2 回、成果品納入時の計 4 回を行うものとする。ただし、中間打合せは調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、第 1 回打合せ、成果品納入時には原則として主任技術者が立ち会うものとする。打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、調査職員に提出し相互に確認すること。

(疑義)

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議すること。

(地元関係者との調整等)

現地作業実施にあたっては、地元関係者(町内会等)等に対し作業への理解、協力を得ることはもとより、作業内容、状況等について地域に十分周知する必要があるため、周知の方法について調査職員と協議を行うこと。

(土地への立入り等)

作業実施にあたり、第三者の土地に立ち入る場合は、あらかじめ調査職員及び土地の所有者の了解を得て立ち入るものとする。また、作業者は作業中必ず宇治市発行の証明書を携帯すること。

(成果品の提出)

本委託の成果品は、共通仕様書、国土交通省公共測量作業規程に基づくものとするが、成果品部数は正・副各 1 部とし、成果品項目は以下のとおりとする。

①報告書

②図面

③CD-R (Auto CAD(dwg)もしくは sfc)・Word・Excel・PDF)

(守秘義務)

受託者は業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、調査職員に直ちに報告し、調査職員の指示に従い対応すること。

2) 【測量業務】

(作業内容)

＜基準点測量＞

計画範囲内に測量作業のために4級基準点を設置するものとする。なお、各4級基準点には、標高を持たせるものとする。

4 級基準点 N=2点

＜路線測量＞

測量成果に基づき、縦横断測量等を行い、縦断面図や横断面図を作成するものとする。

縦断測量 L=0.06km

横断測量 L=0.05km

＜現況測量＞

基準点成果に基づき、トータルステーションを用いて、地形、地物等を測定し、数値地形データを作成するものとする。測量範囲については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

現地測量(1/200) A=0.004km²

(既知点の使用)

既知点は国土地理院が設置した都市再生街区基本調査街区多角点及び節点を使用すること。

また、使用に関しては宇治市公共基準管理保全要項によるものとし、あらかじめ管理者の承認を得るものとする。

3) 【提出成果品】

提出成果品については以下の通りとする。

業務区分	成果品の名称	備考
基準点測量	成果表 成果数値データ 基準点網図 観測記簿 計算簿 点の記 建標承諾書 精度管理表 点検測量簿 平均図 測量標の地上写真 測量標位置通知書 基準点設置現況調査報告書 その他必要とされるもの	

業務区分		成果品の名称	備考
応用測量	横断測量	観測手簿 縦横断面図データファイル	
	縦断測量	観測手簿 成果表 品質評価表 メタデータ	
地形測量（現地測量）		数値地形図データファイル 品質評価表 メタデータ その他の資料	その他の資料とは、現地資料 現地観測データ等で計画機関 が指定したものをいう。

（必要経費）

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

（ウィークリースタンス）

本工事(業務)はウィークリースタンスの対象であり、以下の項目について取り組むこととする。

- ① 休日の翌日(月曜日等)は依頼の期限日にしない。
- ② 休日の前日(金曜日等)に新たな依頼をしない。
- ③ 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- ④ 昼休みや勤務時間外の打合せをしない。
- ⑤ 作業内容に見合った作業期間を確保する。(適正な期限日を設定する。)
- ⑥ 打合せはWEB会議(ビデオ会議)も活用する。
- ⑦ 前号のほか、工事(業務)の労働環境改善に関わる取り組みを行う。

なお、災害対応等で緊急を要する場合は、緊急対応期間に限り、取り組みを不要とする。

また、工事(業務)の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合は、事前に連絡を行い受発注者間で共有する。